

<以下、仮訳ですので、ご使用に当たっては原文をご確認ください>



中华人民共和国国家发展和改革委员会 National Development and Reform Commission

“新規増設再生可能エネルギー使用量を総エネルギー使用量抑制管理に含めない”ことに関する業務改善の通知

发布时间：2022/11/16 来源：运行局

国家发展改革委 国家统计局 国家能源局

关于进一步做好新增可再生能源消费

不纳入能源消费总量控制

有关工作的通知

发改运行〔2022〕1258号

各省、自治区、直辖市、新疆生产建设兵团の发展改革委、统计局、エネルギー局、江蘇省工業情報化庁：

“新規増設再生可能エネルギーによる電力使用量をエネルギー使用総量抑制管理に含めない”。このことは、エネルギーの消費原単位及び総量を管理する“双控”管理制度を改善する為の重要措置であり、エネルギーをクリーン且つ低炭素型なものへの変換を促進し、質の高い発展の為に合理的なエネルギー需要を確保する為に重要な意義のあることです。党中央委員会、国务院政策決定部署及び中央経済工作會議の精神を確実に実行し、<<“第十四次五カ年計画”の省エネルギー・排出削減総作業計画>>の関連要求事項を実施し、“新規増設再生可能エネルギーによる電力使用量をエネルギー使用総量抑制管理に含めない”ことを秩序正しく推進するため、以下のとおり通知する。

【1】新規増設再生可能エネルギーによる電力の使用量範囲の正確な定義

- (1) エネルギー使用総量に含めない再生可能エネルギーは、現段階では主に**風力発電、太陽光発電、水力発電、バイオマス発電、地熱発電**などの再生可能エネルギーである。
- (2) 2020年の各地域に於ける再生可能エネルギーによる電力使用量を基準として、毎年度、“第14次5カ年計画”期間中に前年度より増加した新規増設再生可能エネルギーによる電力使用量を、国及び地方に於けるエネルギー使用総量の計算時に差し引く。

【2】グリーン認証を再生可能エネルギーによる電力の使用量を特定する基本認証とする

- (1) 再生可能エネルギーのグリーン電力証書（以下、“**グリーン認証**”と略称する）は、再生可能エネルギーによる電力の使用についての証書です。各省級行政区域に於ける再生可能エネルギー使用量は、その省内の各種電力ユーザーが保有する当年度の“**グリーン認証**”を関連する計算業務の基礎として用いる。企業の再生可能エネルギー使用量は、企業が

保有する当年度の“グリーン認証”を関連する計算業務の基礎として用いる。

- (2) “グリーン認証”の発行範囲は全ての再生可能エネルギー発電事業を対象とし、全国統一の“グリーン認証”制度を確立する。国家再生可能エネルギー情報管理センターは、関連する国家规定及び送電網により提供される基礎データに基づいて、発電事業によって発電された電力に応じて、再生可能エネルギー発電会社に対して“グリーン認証書”を発行する。
- (3) “グリーン認証”は原則として譲渡可能であり、“グリーン認証”の譲渡は関連規定に従って実施される。“グリーン認証”取引市場の建設を積極的に推進し、再生可能エネルギー企業が“グリーン認証”取引へ参加することを促進する。

【3】 再生可能エネルギー使用量の統計計算システムを改善する。

- (1) 再生可能エネルギー使用量の統計基礎を統合する。送電網企業と関連業界団体は、再生可能エネルギーの省内及び省間の取引、消費及び決済等のデータの統計計算を強化し、関連データの収集、分析、検証を強化し、再生可能エネルギー使用量データの信頼性と正確性を確保する。
- (2) 国及び地方レベルでのデータ計算を実施する。
国家エネルギー局は、国立再生可能エネルギー情報管理センター及び電力取引機構のデータにより、全国及び各地区の再生可能エネルギーによる電力の使用量を算出する。
国家統計局は国家エネルギー局と協力して、全国及び各地区に於いて新規に増加した再生可能エネルギーの電力使用量に関するデータを検証する責任を負う。

【4】 省エネ目標責任評価審査の科学的実施

- (1) 全体計画を立て、各地のエネルギー使用量の“双控”評価を実施する。“第14次5カ年計画”に於ける省級人民政府の省エネ目標の責任評価審査に於いて、新たに増加した再生可能エネルギーによる電力使用量は、各地区のエネルギー使用総量から差し引く。但し、エネルギー消費原単位の評価には含める。
- (2) 地方の省エネ目標と任務を効果的に結び付ける。各省（自治区、直轄市）の省エネルギー主管部門は、“第14次5カ年計画”に於いて国家が決定した省エネルギーの目標と任務に従って、新たに増加した再生可能エネルギーの控除等の要因を総合的に考慮し、当該地区の“第14次5カ年計画”の省エネ目標と任務を科学的に決定し、それを組織的に実施する。

【5】 組織的に実施する。

- (1) データ提出と計算を標準化する。毎年1月末に、国家エネルギー局は国家統計局に対して、全国及び各地区の再生可能エネルギーによる電力使用量の初歩データを提供し、4月末迄に最終データを提供する。6月末迄に、国家統計局は国家エネルギー局と共に、各地区の前年度に新たに増加した再生可能エネルギーによる電力使用量のデータを最終的に評価・承認する。
- (2) “グリーン認証”管理を効果的に強化する。国家发展改革委員会、国家エネルギー局は、

“グリーン認証”取引の管理のための制度体系を確立・改善し、各地区での“グリーン認証”取引の追跡と指導を強化する。地方の関連部門は、当該地区の“グリーン認証”取引の監督と管理を強化し、虚偽の取引、データの偽造及び改竄を行う企業に対して、法律・規制に従って、厳重に対処しなければならない。

- (3) **健全な支援体制を確立する。** 既存の業務システムと計算システムを十分に活用し、再生可能エネルギー電力の認定と統計支援システムを改善する。規制に適合した再生エネルギー電力量の使用の再検討制度を確立する。各地区、各部門、各事業組織は、“再生可能エネルギー使用計算精度”を厳守し、データの改竄を途絶しなければならない。

国 家 統 計 局

国 家 能 源 局

2022年8月15日